



暑中お見舞い
申し上げます

TOUGH SHOP 鹿児島通信
鹿児島第一 保険事務所

8月号

(有)鹿児島第一
〒890-0002
鹿児島市西伊敷3-5-7
TEL 099-220-7385
FAX 099-220-8451

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.



国税庁適格請求書発行事業者公表サイト 受領したインボイスに記載された「登録番号」が取引時点で有効なものかどうかは、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認できます。登録番号で検索すると、法人や個人事業者の主たる屋号、登録・取消・失効年月日、事務所の所在地などが確認でき、データのダウンロードも可能です。





2020年11月、地方銀行K行は中小企業者（社員3名〜50名）を対象に、「どのような会社」に我が銀行は融資を行うか」と題した講習会を実施しました。

当日の様子は、次の通りです。説明者U氏は、始めに、

「私共は2016年10月より事業性評価融資に取り組み、事業性評価融資を一義的に考えた金融支援を通じて中小企業への金融支援を行います」と説明。更に、「事業性評価融資とは、本業の収益基盤に基づくキャッシュフローが過去において確保されており又、将来にわたって確保される見込みが高いと考え

られる企業に対して、その実態をよく理解した上で取り組む融資です」と続けました。

この辺になると、参加者は話の内容を理解しにくくなるのですが、U氏は熱意を込めて、「事業性を有している企業とは例えば、過去の事業失敗等様々な要因によりバランスシート上、過大な有利子負債を抱えて、年間返済額とキャッシュフロー（当期利益+減価償却費）がアンバランスとなっていたり、リスク（貸し付け条件変更）対応となっているものの、本業収益基盤（事業基盤）を背景として、事業の成長性と持続性が見込まれ、キャッシュフローが将来的且つ安定的に創出される企業をいいます」と話しました。

U氏の言いたいことは要するに、「当行は、事業性がある会社に融資してきた。今後も事業性を見込んだ融資を行うのですが、その事業性を我々がどのように判断するのかと言うと、キャッシュフローの裏付けがある事業であることです。融資申し込みにあたっては今後の事業展開にはキャッシュフローの説

明をお願いします」ということです。

1 事業性評価について

金融機関が「事業性を評価する？」

多くの中小企業者は、金融機関は担保内で貸しているだけで事業のことは分かっているのではないか？と思っているのではないのでしょうか。

しかし現実には、金融機関は多くの中小零細企業者と「安定した経営と円滑な事業承継」により持続的に関係し、発展したいと従来も、そしてこれからも考えています。

具体的に金融機関のいう事業性について話を進めます。その際、金融庁の「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）（平成27年1月改訂）が参考になりますが、改訂前の「知ってナック！事例集」の方が同内容で理解し易いので、今回はこちらから1事例を取り上げます。

事例・トラック事業者N社（借入残高800万円）

概況・県内を事業区域とし、地場産業の製品配送が売上の大

部分を占める家族経営のトラック運送事業者で、代表者（55歳）及び長男（30歳）が従事している。

○ 昨年より、代表者の健康状態が思わしくなく、業務に携わる時間が限られたため、ピーク時に比べ大幅な減収・減益となっている。

○ 返済は半年前より1〜2カ月分滞りがちになっている。事務所・車庫兼自宅の他に見るべき資産はない。

○ 丁寧な仕事ぶりが買われ、一定の売上、利益を確保してきた。

○ 代表者の業務復帰への意欲は強く、健康状態も回復に向かっている。また、代表者の長男も後継者として事業に励み、業況改善に努めたいとしている。

評価

○ N社の業況が未だに不安定で、返済にも延滞が生じている。

○ 代表者の業務復帰の強い意欲がある。

○ 長男も当該事業に従事し、後継の意思もある。

以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くはない貸出先と評価されます（問題ないとまではいえず、注意は必要です）。また、他の例を読んでみますと、金融機関がどのように事業を評価するかが分かります。

2 キャッシュフローの考え方

今までの金融機関は会社の状態は貸借対照表と損益計算書で判断してきた、それが今後の会社の状況をキャッシュフローの裏付けにより判断したいということです。

つまり、貸借対照表は別としても損益計算書（そこから予想損益計算）の損益では会社のこれからの事業が評価できないという言い分ではないかと考えます。

その言い分は、
イ 利益と儲けは別個の概念だ。儲けは稼いだ現金、つまりキャッシュフローのことだ
ロ 期間利益は過去の計算結果にすぎず、いかようにも操作できる

ハ ビジネスは会計期間とは関係なく維持して行われる

もちろん、期間損益が過去の計算結果であることは言うまでもありません。又、経営では長期の利益が重要であるという点も当然のことです。

しかし、ロにおける操作できるものだから「期間利益は信頼できない」と言えるでしょうか。

会計をある意図をもって処理するとしても、融資担当者からすると会社の正しい姿を見ることはそれほど難しいことではありません。であれば、「利益が増えても油断してはいけない」位のことと考えるべきでしょう。

さて、これらの言い分の中で重要なことはイについてです。

損益計算書は役に立たない、キャッシュフローこそがカギになる、という指摘です。

確かにキャッシュフロー計算書が損益計算書の問題点の一つを解消することは間違いありません。その問題点とは、よく言われる「儲かった利益はどこにあるのか」などということに示される損益計算書の分かり難さ、実感との違いなどに関わる点にあります。

キャッシュフロー計算書は損

益計算書を修正している、そして、キャッシュフロー計算書の修正項目は、要は損益計算書の修正項目となっていることで

す。それら修正項目は、いくつかのグループに分かれるのですが、ここでは例として、売掛金の修正を紹介するに止めます。

〈例〉

商品を販売した時にその一部が掛けであった場合、利益と資金の関係はどうなるでしょうか。以下の取引で考えてみます。単位：千円

現金仕入	3,500 (売上原価3,500)
現金売上	2,500
掛売上	2,500
営業費	1,000 (現金払)

A社設立時貸借対照表

X1年1月1日現在

現金	4,000	資本金	4,000
----	-------	-----	-------

収支表

自X1年1月1日 至X1年12月31日

科目	金額
現金売上	2,500
支出	
現金仕入	3,500
営業費	1,000
計	4,500
収支差額	▲2,000
期首資金残高	4,000
期末資金残高	2,000

損益計算書

自X1年1月1日 至X1年12月31日

科目	金額
売上高	5,000
費用	
売上原価	3,500
営業費	1,000
計	4,500
当期純利益	500

利益-収支差額
(2,500)

貸借対照表

X1年12月31日現在

現金	2,000	資本金	4,000
売掛金	2,500	当期純利益	500
	4,500		4,500

上記のとおり、当期純利益は500千円であるのに対し、資金が2,000千円減少しており、利益と資金は一致しません。

令和5年度改正を踏まえた)

中小企業投資促進税制 経営強化税制

令和5年度税制改正で見直された「中小企業投資促進税制」と「中小企業経営強化税制」を取り上げます。この税制は、一定の個人事業主も適用を受けることができますが、法人について確認していきます。

一 中小企業投資促進税制

(1) 制度の概要

中小企業投資促進税制は、一定の機械装置などの取得や製作などをした場合に、特別償却や税額控除を受けることができる制度です。

この制度を適用することができる事業者は、青色申告書を提出する中小企業者(下図参照)・農業協同組合等・商店街振興組合です。なお、資本金の額又は出資金の額が3000万円を超える法人は、税額控除を適用することができません。

対象となる資産

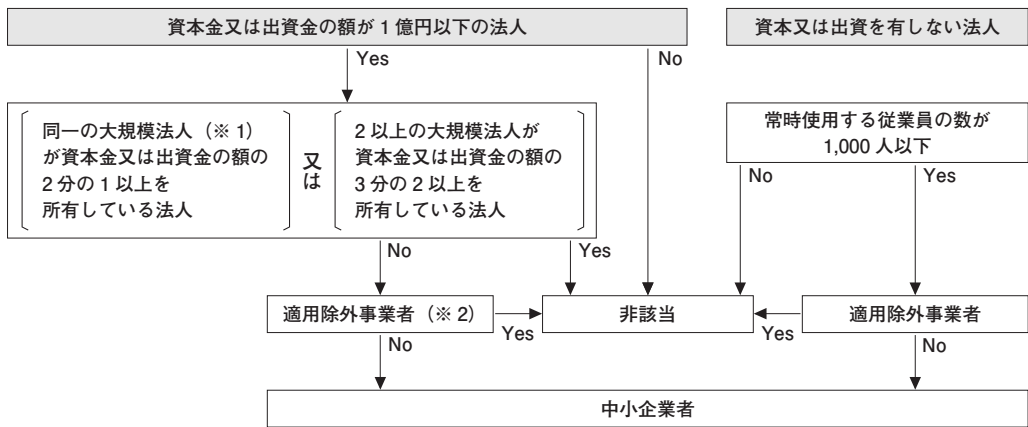
制度の対象となる資産は、指定期間内に取得した新品の資産で、一定の金額以上の機械装置や工具、一定の条件を満たすソフトウェアなどです。ただし一定の船舶を除き、貸付用の資産は対象になりません。

(3) 特別償却限度額・税額控除限度額

特別償却を適用する場合の償却限度額は、取得価額の30%です。なお船舶については、取得価額に75%を乗じた金額の30%が償却限度額になります。

税額控除を適用する場合の税額控除限度額は、取得価額(船舶の場合は取得価額に75%を乗じた金額)の7%です。なお控除上限は、中小企業経営強化税制の控除税額との合計で法人税額の20%相当額です。20%を超えた場合、超えた金額はその事業年度で控除することができず、翌事業年度に繰り越されません。

図 中小企業者の範囲



※1：大規模法人とは、次の①～④に該当する法人をいいます。

- ① 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- ③ 大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上の法人など一定の法人)による完全支配関係がある法人
- ④ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接・間接に保有されている法人

※2：適用除外事業者とは、次の算式で計算した金額が15億円を超える法人

$$\frac{\text{その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の合計額}}{\text{上記の各事業年度の月数の合計数}} \times 12$$



(4) 留意点

この制度を適用した場合、研究開発税制を除き、租税特別措置法で定められた圧縮記帳などとの重複適用はできません。また、一つの資産についてこの制度による特別償却と税額控除を重複して適用することもできません。なお、対象資産が複数ある場合には、一部の対象資産については特別償却を適用し、他の対象資産については税額控除を適用することは可能です。

(5) 令和5年度税制改正

令和5年度の税制改正では、対象となる資産について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理の概ね全部を他の者に委託するものについては、除外されました。その上

で、指定期間が令和7年3月31日まで2年間延長されました。

二 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

中小企業経営強化税制は、中小企業者などが中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づいて、一定の設備の取得や製作などをした場合に、即時償却や税額控除を受けられることができる制度です。この制度を適用することができる事業者は、中小企業投資促進税制を適用することができる法人のうち、中小企業等経営強化法に定める認定を受けた特定事業者等になります。

(2) 対象となる資産

制度の対象となる資産は、指定期間内に取得した資産のうち、①生産等設備を構成する機械装置・工具・器具備品・建物附属設備・一定のソフトウェアであること、②中小企業等経営強化法に規定する経営力向上設備等に該当すること、③最低取得価額を満たすこと、の3つの要件を満たす資産です（下表参照）。

(3) 特別償却限度額・税額控除

限度額

特別償却を適用する場合の償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額です。つまり、この制度を適用すると、取得価額の全額を即時に償却することができます。

税額控除を適用する場合の税額控除限度額は、取得価額の10%です。ただし、資本金または出資金の額が3000万円を超える法人は、取得価額の7%になります。なお控除上限は、中小企業投資促進税制の控除税額との合計で法人税額の20%相当額です。20%を超えた場合、超えた金額はその事業年度で控除することができず、翌事業年度に繰り越されます。

(4) 令和5年度税制改正

令和5年度の税制改正では、対象となる資産について、コインランドリー業又は暗号資産マインニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理の概ね全部を他の者に委託するものについては、除外されました。その上で、指定期間が令和7年3月31日まで延長されました。

表 中小企業経営強化税制の対象資産（経済産業省資料より）

類型	要件	確認者	対象設備	その他の要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具・器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上) ソフトウェア (70万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備を構成するもの 国内への投資であること 中古資産や貸付資産でないことなど
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局		
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定の割合以上の投資計画に係る設備			

※ A類型については、対象設備の工具、ソフトウェアは一定のものに限られています。



退職後の保険の 手続き

社会保険（年金・医療保険）は、年齢その他の条件により加入する制度が異なることがあります。
今回は、退職後に加入する社会保険について見ていきます。

一 年金 ●●●●●●●●●●
退職した後の年金制度加入には、以下のケースがあります。

- ・ 再就職して厚生年金保険に加入する
 - ・ 国民年金の第1号被保険者になる
 - ・ 国民年金の第3号被保険者になる
 - ・ 国民年金に任意加入する
 - ・ 厚生年金保険に任意加入する
- (一) 厚生年金保険の適用事業所に再就職する
退職の翌日から厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、再就職先が厚生年金保険の加入手続きを行います(注)。
- (注) 厚生年金保険の被保険者
所定労働日数や所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者、および1週間の所定労働時間が20時間以上であることなど一定要件を満たす短時間労働者が、加入対象者です。
- 年齢は、70歳未満の者が被保険者とされます。なお、被保険者の要件を満たさないときは、(二)以降をご参照ください。
- (二) 国民年金の第1号被保険者になる

- ① 対象者
日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方のうち、次のいずれかに該当する方以外は、全て国民年金の第1号被保険者になります。
- ・ 厚生年金保険の被保険者、共済組合の加入者（第2号被保険者）
- ・ 第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）
- ② 手続き等
本人または世帯主が、退職日の翌日から14日以内に、住所地の市区町村役場又は年金事務所にて手続きをします。
- (三) 国民年金の第3号被保険者になる
- ① 対象者
日本国内に住んでいる(注1)20歳以上60歳未満の方のうち、退職後は厚生年金保険や共済組合に加入している被保険者(注2)に扶養される配偶者については、国民年金の第3号被保険者となります。
- (注1) 日本国内に住んでいる
令和2年4月1日以降、第3号被保険者の認定要件が改

- 正され、生計維持要件に加え、国内居住が要件として追加されました。ただし、留学生や海外赴任に同行する家族等の日本国内に生活の基礎があると認められるものについては特例的に認定されます。
- なお、国内居住要件は、(二)①の健康保険の被扶養者についても同様です。
- (注2) 厚生年金保険や共済組合に加入している被保険者
65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する者を除きます。したがって、これらの受給権を有する者に扶養される配偶者は、第3号被保険者とはならず、第1号被保険者の資格を取得します。
- ② 手続き等
第3号被保険者の届出は、通常は健康保険の被扶養者となる手続きと同時にを行います（事業主を経由）。
- (四) 国民年金に任意加入する
① 対象者
60歳以上で、次のいずれかに該当する方は、65歳(注1)になるまで国民年金に任意加入す

ることができません(注2)。

・ 老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしておらず、年金を受給することはできない。

・ 受給資格期間は満たしているが、保険料を納付した月数が少なく満額(40年間保険料納付分)の老齢基礎年金を受給することができない。

また、日本国籍がある20歳以上65歳未満の海外在住者も任意加入することができます。

(注1) 特例措置として、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方は、70歳になるまでの間で受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。

(注2) 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は、任意加入することができます。

② 手続き等
本人(海外在住の場合は国内在住の協力者を含む)が、住所地の市区町村役場において手続きをします。

(五) 厚生年金保険に任意加入する

① 対象者

厚生年金保険は、70歳未満の者が被保険者となりますが、70歳以上で、老齢年金の受給資格期間(10年)を満たしておらず、事業所に勤めている方は、受給資格期間を満たすまで「高齢任意加入被保険者」として、厚生年金保険に任意加入することができます。

② 手続き等

加入しようとする本人が、事業所の所在地を管轄する年金事務所にて手続きをします。勤務する事業所が厚生年金保険の適用事業所であつて、任意加入時に事業主の同意があるときは、保険料は事業主と本人で折半負担となりますが、同意がないときは、全額を本人が負担します。

厚生年金保険の適用事業所ではない場合は、必ず事業主の同意を要し、保険料は、事業主と本人が折半負担となります。

二 医療保険

退職した後の医療保険加入には次のケースがあります。

・ 健康保険の適用事業所に再就職する

・ 健康保険の被保険者の被扶養者になる

・ 任意継続被保険者となる

・ 国民健康保険に加入する

(一) 健康保険の適用事業所に再就職する

退職の翌日から健康保険の適用事業所に再就職する場合は、再就職先が健康保険の加入手続きを行います(注)。

(注) 健康保険の被保険者

厚生年金保険と同様の要件を満たすときに被保険者となります。年齢は、75歳未満の方が対象です。前職を退職時に75歳以上の方は、引き続き後期高齢者医療制度の対象者となります。

(二) 健康保険の被保険者の被扶養者になる

① 対象者

健康保険の被保険者の3親等内の親族で、主として被保険者によって生計維持されていることと(年収130万円未満・60歳以上または障害者は180万円未満等の要件あり)、原則として、日本国内に住所を有すること等の要件を満たすときに被扶養者となります(一)(三)①(注1)

参照)。

② 手続き等

被保険者が事業主を経由して医療保険の被保険者(協会けんぽ・健康保険組合)に手続きをします。

(三) 任意継続被保険者となる

① 対象者

退職する日までに健康保険の被保険者期間が継続して2か月以上ある場合、申請により退職日の翌日から2年間、引き続き健康保険に加入することができます。

② 手続き等

本人が、退職日の翌日から20日以内に医療保険の被保険者に対して手続きをします。協会けんぽの場合、事業所のある都道府県ではなく住所を管轄する都道府県支部に書類を提出する必要があります。

(四) 国民健康保険に加入する

① 対象者

前記(一)～(三)以外の方は、国民健康保険に加入します。

② 手続き等

住所地の市区町村役場へ、退職日の翌日から14日以内に世帯主が手続きをします。

日本企業の管理職

「失われた30年」と言われる日本経済ですが「組織のフラット化」を名目に、大企業を中心に管理職の削減を行う動きが見られます。部下のいない管理職を減らし、早期退職募集、役職定年等が行われてきました。

管理職は、管理責任がありながら仕事の負荷もかなりあるプレイングマネージャーという立場になってきた傾向にあります。

他にも、管理職に負荷がかかってくる時代の流れもあります。残業削減の掛け声の下、仕事自体が減るわけではなく管理職がやらなければならない状況や、パワハラ防止、部下の教育、キャリア形成など多くの課題が課せられます。

更に、問題は管理職には責任があるけれど給料はあまり上がらない、ということです。

そのような中、経済産業省は令和4年5

月の「未来人材ビジョン」の資料を作成中、関係者間で驚きが出たそうです。その理由が、日本企業は「他国に比べ昇進年齢が遅い」、「タイと比較して、課長の給料は高いが、部長の給料を見ると120万円も低い」というものです(下表参照)。

今後、計画的な改善が重要です。

〈表1〉部長・課長への昇進年齢

	課長	部長
中国	28.5歳	29.8歳
インド	29.2歳	29.8歳
タイ	30.0歳	32.0歳
米国	34.6歳	37.2歳
日本	38.6歳	44.0歳

(注) 調査対象は、従業員100名以上の企業に勤める勤続1年以上のマネージャー

〈表2〉諸外国との年収順位

	課長	部長
1位	米国	米国
2位	シンガポール	シンガポール
3位	日本	タイ
4位	タイ	日本

経済産業省資料より

仕事への対応

原稿の締め切りに追われる作家や漫画家などの苦悩や言い訳の様子を元編集者・小柳学氏は、次のように分類して紹介しています。

まずは「忙しい」。2つ目は「体調が悪い」。3つ目は「仮病」。

4つ目は「虚偽」。半分出来たというが実はこれから着手。誠実派は「書けない」と謝る。

5つ目は「逃亡派」。何処か

に逃げてしまう。最後に「言い訳の原稿」を提出して、書けない自分を卑下する。

中小企業経営者の方の中には思わず同調し、苦笑いするかも知れません。

追われる仕事は、なかなか厳しいものがあります。このような時、気の置けない経営者の友人とか、相談できる知り合いの専門家がいると心強いのではないのでしょうか。

身近な事故

身近な事故は、頻繁に起きています。ここで、2事例を挙げてみます。

1つ目は、横断歩道の事故です。これについては、小学校では“左右を見て渡りましょう”と注意しているのですが……。一方、常日頃オートバイに乗っている若者A君は、“横断歩道を渡る際は左右ではなく先ず、右、そして左を確認する方が安全だ”、“我々バイク仲間は右、左を習慣にしているので事故がない”と言います。

2つ目は、電球の交換などに使う三段の脚立に乗る場合です。低いと思っていますがバランスを崩すと倒れて怪我をします。職人Bさんは“我々はどんな低い脚立でも、全神経の8割ぐらゐは踏ん張る足に注意を向けるが、普段使い慣れていない一般の方は、目の先・手の方に8割、足に2割くらい注意をする、逆のことをしているので怪我をするのではないか”と。

その他にも引き戸に指を挟まれた、などいろいろあるので注意しましょう。